

金沢市食の安全・安心行動計画（案）に関する
意見及びその意見に対する市の考え方

意 見	本市の考え方（対応）
<p>今回、安全を確保するための方策として、各種メディアや地域の食品安全教室などでの食の安全情報の提供、消費者からの相談窓口の整備充実、また食育等との連携などを組み立てられ、とてもわかりやすいものになっております。</p>	<p>ご意見ありがとうございました。今後も、この計画に則り、本市の食の安全・安心の確保に努めてまいります。</p>
<p>平成21年度は、消費者庁関連法案の制定に伴い、食品衛生法に基づく食品表示や食品安全基本法に基づくリスクコミュニケーションの総合調整に関する業務は消費者庁に移管されました。</p> <p>食品衛生法を所管する省庁が2つになったわけですが、今後も行政・事業者・消費者が連携して食品の安全に関するリスクコミュニケーションに取り組むことの重要性もいっそう増していると考えますので、金沢市におきましてもぜひ強化のほどお願いいたします。</p> <p>尚、消費者との学習企画におきましては、金沢市が取り組む、衛生管理、検査体制などの学習の他、施設見学も交えた形で取り組んでいただくとよりわかりやすいかと考えます。ご検討のほどお願い申し上げます。</p>	<p>食品の安全性に関するリスクコミュニケーションについては、今後とも、題材や頻度、方法等の検討、市民への正しい情報提供と市民意見の収集及び施策への反映に努めていきたいと考えます。</p> <p>また、施設見学については、衛生管理上の問題等考慮すべき点も多いことから、今後、対応を検討いたします。</p>
<p>22年1月に出された、「厚生労働省：22年度輸入食品監視指導計画(案)」においては、昨今の食品への有毒・有害物質の混入事案等をふまえ、輸入者の自主的な衛生管理の推進や輸出国の衛生対策に対する情報収集において問題発生の未然防止につとめる、とされておりました。</p> <p>ぜひ金沢市におきましても、国内外関係機関との連携を積極的に推進いただき、食品への意図的な有毒・有害物質混入防止のための調査研究や、食品防御に関する取り組みを積極的に推進いただきたいと考えます。</p>	<p>食品衛生法第2条第3項に、国の責務として、食品衛生に関する情報収集、整理、分析及び提供並びに研究を掲げています。</p> <p>その他、輸入食品検査や輸入業者からの相談受付、輸出国における衛生対策に対する情報収集等も国の業務となっておりますが、国だけで輸入食品の検査を完全に行うことが難しい現状から、本市では、市内を流通する輸入食品の検査の強化に努めてきたところです。</p> <p>また、平素より国の関係機関や都道府県、保健所を設置する中核市等との連携を図るとともに、有毒・有害物質の意図的な混入が疑われる事案については、警察とも連携して対応しており、今後も関係機関との連携の強化に努めてまいります。</p>